

雇用対策

事業主

◆中小企業緊急雇用安定助成金

- 賃金の一部を補助する制度
- ・休業等・出向に係る費用の助成率（4/5）
 - ・教育訓練実施に係る加算額（6,000円/人・日）
 - ・残業時間の削減により雇用維持をした場合
 有期契約労働者30万円/人・年
 派遣労働者45万円/人・年

◆その他の助成金

- ・派遣労働者を直接雇用した場合（最大100万円）
- ・年長フリーター等（25～39歳）や内定を取り消された学生等を正規雇用した場合（最大100万円）
- ・フリーター等を雇用して訓練する場合（賃金等の4/5）

失業者

◆雇用保険の受給資格要件の緩和

解雇・倒産・雇止めにより離職した人については、6か月の被保険者期間で受給資格取得

◆職業訓練と生活保障の充実

職業訓練の機会を抜本的に拡充するとともに、訓練中の生活保障のための給付・貸付制度

◆住宅資金貸付の実施

離職により住宅をなくした人への支援として、最大186万円の融資（入居初期費用、家賃補助費、就職活動費等）

お問合せは、ハローワーク長浜（☎2030）へ

失業者

◆離職者支援資金の貸付

2年以内に離職した人(生計中心者)を対象に、求職活動期間の生活費を貸し付けます

【貸付限度額】月額20万円（単身世帯は10万円）
 【貸付期間】12か月以内
 【貸付の利率】年3%
 【償還期間】7年以内
 【連帯保証人】原則として1人

◆緊急小口資金の貸付

失業等により、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった人を対象に小額の生活資金を貸し付けます

【貸付限度額】10万円以内（1回限り）
 【貸付の利率】年3%
 【償還期間】4か月以内または8か月以内

お問合せは、長浜市社会福祉協議会（☎1804）へ

求職者

◆ジョブ・カード制度

キャリア・コンサルティングを受けることで、自分の適性や能力に関する強みや課題を発見できることで、能力向上の一助となり、また企業は、雇用のミスマッチを防ぐことができます。

【求職者】企業や教育訓練機関などで実務経験を積むことによって職業能力を高め、企業による評価を得て、就職活動に活用できる。

【企業】ニーズに合った即戦力の人材を確保することができる。



お問合せは、【求職者】ハローワーク長浜（☎2030）、【企業】長浜商工会議所（☎2500）へ

一般競争入札により市有地を売却します

◆売却物件概要

	所在地	地目	面積	最低売却価格
1	神照町字下高町872番16	宅地	241.30㎡	11,000,000円
2	神照町字下高町872番23	宅地	241.30㎡	11,460,000円
3	南小足町字狩又479番6	宅地	209.67㎡	8,090,000円

◆申込期間 7月31日（金）～8月31日（月）

◆入札日 9月7日（月）

※申込みをされた人のみ入札に参加できます。

◆その他 申込資格や売却条件等詳細は、財務課で配布している入札案内書でご確認ください。市のホームページからもダウンロードできます。

一般競争入札による売り払いとは

複数の申込者が価格を競い合い、市があらかじめ定めた予定価格（最低売却価格）以上で最も高い価格をつけた人に購入していただく方法です。



お問合せは、財務課（☎1717）へ

夏の交通安全県民運動 7月15日（水）から24日（金）まで

- 重点項目
- 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 飲酒運転の根絶
 - 全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

経済・雇用対策を実施しています

昨年来の世界的な金融不安がわが国の経済に深刻な影響を与え、市内の景況もまだまだ厳しい状況が続いています。

このため、国をはじめ、県、市では、厳しい経済環境に置かれている中小企業や市民の皆さんを支援するため、次のような取り組みを行っていますのでご利用ください。

経済対策

中小企業者

◆セーフティネット保証制度（融資）

業況の悪化している中小企業者を支援するための国の緊急保証制度の対象業種が781業種に拡大されています。対象の人は、一般保証8,000万円とは別枠で、8,000万円までの保証を無担保で利用できます。

【対象者】

- ・最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- ・製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等原価に転嫁できていない中小企業者
- ・最近3か月間の平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- ・新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高または販売数量が前年同月比マイナス3%以上で、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高または販売数量が前年同月比マイナス3%以上見込まれる中小企業者

お問合せは、各金融機関へ



中小企業者

◆融資に伴う信用保証料補助

中小企業・事業者の資金繰りを支援するための制度

【対象者】

- ・セーフティネット保証制度(第5号)利用者
 ※平成20年10月31日以降
- ・長浜市小規模企業者小口簡易資金融資利用者
 ※平成20年4月1日以降

【補助額】 融資(借換相当分は除く)に伴う保証料の50%
 【補助上限】 20万円

お問合せは、市商工振興課（☎8766）へ

中小企業者

◆緊急経済対策資金

セーフティネット保証制度の融資対象にならない中小企業者のための低利で長期固定の県融資制度

【対象者】

- ・最近3か月間の売上高が前年または前々年同期に比べて10%以上減少している者
- ・直近決算期における「売上総利益」または「営業利益」が前年または前々年に比べて10%以上減少している者

お問合せは、県商工政策課（☎077-528-3714）へ

市民

◆安全・安心の住宅改修奨励金交付制度の拡充

これまでの住宅のバリアフリー・耐震改修工事に新たにリフォーム工事を追加

【対象者】

市内の自己所有または親族所有の住宅に居住する人

【対象工事】

平成21年1月26日以降に着工した工事費30万円（税抜）以上の住宅を改修する工事
 ※市内事業者施工に限る

【奨励金】 対象工事費の10%を商品券で交付
 【奨励金上限】 バリアフリー・耐震改修 10万円
 リフォーム工事 5万円

お問合せは、市商工振興課（☎8766）へ



市民

◆自然エネルギー利用システム設置奨励金交付制度
 自然エネルギーを普及して地球温暖化防止を推進するための制度

【対象設備および補助額（商品券）】

- 太陽光発電システム 10万円/基
- 小型風力発電システム 5万円/基
- ペレットストーブ 5万円/基



お問合せは、市環境保全課（☎6513）へ

◆住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金制度（国）
 【補助金額】 7万円/Kw

お問合せは、淡海環境保全財団（☎077-524-7168）へ

◆太陽光発電システム設置費補助金（県）
 【補助金額】 3万円/Kw（上限10万円）

※今年の秋頃から交付することを検討中

お問合せは、県温暖化対策室（☎077-528-3493）へ